【規程番号　神女大短Ⅰ－018－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学地域連携推進委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）と神戸市須磨区及び中央区をはじめとする地域社会との連携事業を推進し、本学の目的である「教育と学術研究の成果を通じて、地域社会に貢献する」を実現することを目的として地域連携推進委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

（委員会活動の内容）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について、連携事業の実施の是非を審議する。

(1) 神戸市須磨区及び中央区との地域連携に関する包括協定に基づく事項

(2) 神戸市須磨区及び中央区外の自治体、行政組織との地域連携に関する事項

(3) 行政組織外の民間組織、団体等との地域連携に関する事項

(4) 学生の教育に係る地域連携活動に関する事項

（組 織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 副委員長

(3) 各学科から選出された委員各１名

(4) 学生課職員

(5) その他、学長が委嘱した委員若干名

２　委員長は、委員のなかから学長が任命する。

３　委員長は、委員長の属さないキャンパスに属する委員のなかから副委員長を任命する。

４　委員長は、必要に応じて各種実行委員会を組織し、委員のなかから実行委員若干名を選任することができる。

５　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運 営）

第４条　委員会は、次の手続きに基づいて運営する。

(1) 委員会は、定期的に開催する。ただし、委員の要請、若しくは委員長（副委員長）が必要と判断した場合は、臨時に開催することができる。

(2) 委員会は、委員長（副委員長）が審議事項を取りまとめ、招集する。

(3) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(4) 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の３分の２をもって決する。

(5) 委員会の審議内容については、議事録を作成し、地域連携推進センター長に報告する。

（実施手続き）

第５条　委員会の審議結果に基づき、日常的かつ常識の範疇に属する地域連携は、学部、学科、学友会、クラブ、各部門を通じ実施することとするが、本学運営の基本にかかわる事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が実施する。ただし、学長は、実施に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第６条　委員は、委員会又は地域連携活動において知り得た地域社会及び個人の情報を漏洩してはならない。

（所管事務）

第７条　委員会事務の所管部署は、学生課とする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学地域連携推進委員会規程及び神戸女子短期大学地域連携推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）